

専決処分の報告について
(中央消防署（仮称）識名出張所建設工事（建築）)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 14 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について
(中央消防署(仮称) 識名出張所建設工事(建築))
(令和 6 年 12 月 5 日同意)

工 事 名 中央消防署(仮称) 識名出張所建設工事(建築)

契約の相手方 沖縄県那覇市古波蔵 1 丁目 20 番 30 号
株式会社 東恩納組
代表取締役社長 東恩納 惟

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 : 410,405,600 円
変更する金額 : 409,382,600 円